

介護保険 事故報告に関するQ & A (R6. 12 月作成)

【① 全般 編】

Q 1 事故報告は必ず必要なのか。

A 1 法令等（事業所の運営基準等）により、「介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない」とされており、本市では事故報告書の様式による報告をお願いしております。

Q 2 事故報告の「第一報」とは何か。

A 2 事故が発生した際には、事故への対応や家族への連絡等の初動の対応、事故発生に係る状況整理等が必要となる一方で、通常のサービス提供も並行して行わなければならない、事故報告書が作成できる態勢になるまで時間を要することが想定されます。その間、保険者へ速やかに事故の概要のみの報告を行っていただくのが「第一報」です。第一報は、事故の発生日またはその翌日までに、FAXか電話での提出をお願いします。また、FAX送信時には、個人情報保護の観点から、氏名を一部伏字にするなどの配慮をお願いします。

Q 3 第一報は必ず必要なのか。

A 3 事故の対応等により報告書の作成に時間を要しているさなか、その間にも保険者が介入、対処に当たるべき事態が発生している可能性があります。そうした場合に、新たなトラブル等につながらないよう、速やかに対応を実施するため、第一報の提出に御理解・御協力をお願いします。

Q 4 事故報告はどのタイミングで行えばよいのか。

A 4 事故が発生し、医療機関等への受診、家族への連絡等の初動の対応、事故発生に係る状況整理等が完了しだい、速やかに提出してください。傷病等の完治、事故発生に係る問題の解消を待つ必要はありません。

Q 5 一度事故報告を行った案件で、追加で報告すべき事柄が発生した場合はどうすればよいのか。

A 5 例えば、家族との損害賠償の協議の経過等を追加で報告いただく場合／転倒により骨折して受診したため事故報告を行ったが、その後容体が悪化し入院することになった場合などは、新規の事故と区別をするため、事故報告書様式は使用せず、任意の様式で経過等が分かるように作成を行ってください。その際、いつ行った、どなたの分の事故報告書に関する追加報告なのかを分かるように明記してください。

Q 6 事故報告書の提出先は。

A 6 事故にあった利用者の保険者と事業所の所在市町村に提出してください。

Q 7 事故報告書の様式はどれを使用すればよいか。

A 7 原則、事故にあった利用者の保険者が指定する様式を使用していただきますが、詳細は、各保険者にお問い合わせください。（本市の被保険者にかかる事故報告は、本市が指定する様式を使用してください。本市に所在する事業所が他自治体の被保険者の事故報告を行う場合、保険者自治体が指定する様式で作成し、本市にも提出いただければ結構です。）本市の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

【② 利用者の受傷・死亡事故 編】

Q 1 どの程度のケガであれば、事故報告が必要なのか。

A 1 事業者側の過失の有無を問わず、医療機関での受診を要したものは報告をしてください。なお、受診を要しないものであっても、家族等に連絡が必要と判断されるものなど、保険者への情報の共有が必要と考えられるものは報告してください。

Q 2 病気により医療機関で受診したものも報告が必要なのか。

A 2 原則として不要です。ただし、事業所でのサービス提供や過去の介護サービス上の事故などが病気となった要因として考えられる場合、または、医療機関での受診に際して明らかな不備・遅延等が生じた場合（不適切なケア）、その他特に配慮が必要な事項がある場合などは報告を行ってください。

Q 3 病気であっても、死亡した場合は必ず事故報告が必要なのか。

A 3 死因に疑義が生じる可能性がある場合、事業所でのサービス提供や過去の介護サービス上の事故などが病気となった要因として考えられる場合、医療機関での受診に際して明らかな不備・遅延等が生じた場合（不適切なケア）、その他特に配慮が必要な事項がある場合などは報告を行ってください。

【③ 感染症・食中毒 編】

Q 1 報告が必要な感染症の種類は。

A 1 感染症法における感染症を想定しています。主なものとして、「新型コロナウイルス、インフルエンザ、結核、感染性胃腸炎（ノロウイルス）、肺炎、尿路感染症」などが挙げられます。

なお、介護保険に係る事故報告以外にも、関連する法令等により報告・届出等の

義務がある場合は、これに従ってください。

Q 2 利用者が一人でも感染症にかかった場合は事故報告が必要なのか。

A 2 感染した人数に関わらず、サービス提供に関連して感染したと判断される場合は報告が必要です。(利用者が事業所・施設外で感染し、他の利用者には感染していない場合は、サービス提供との関連性がないため報告不要です。)

なお、5類感染症の内、定点把握感染症に該当するもの(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス)など)については、保健所への報告基準に該当する場合のみ、事故報告を行ってください。

Q 3 従業員が感染症にかかった場合も報告は必要か。

A 3 感染した方が従業員のみの場合は報告不要です。ただし、利用者にも感染した方がいる場合は、サービス提供に関連して感染した可能性があるので、報告を検討してください。

Q 4 複数人が感染した場合は、事故報告は人数分の提出が必要か。

A 4 人数分の提出をお願いします。ただし、報告内容が全く同一の場合は、対象者欄は「別紙のとおり」とし、氏名、年齢、性別、被保険者番号、サービス提供開始日、住所、保険者をリストで別途作成いただくことで、報告書は一枚としてもかまいません。

【④ 職員の法令違反・不祥事等の発生 編】

Q 1 具体的にどういったケースが当てはまるか。

A 1 職員による預り金の横領、利用者所有物等の紛失・破損、個人情報の漏洩など、利用者の処遇に影響があるものは報告してください。個人情報の漏洩には、個人情報が含まれる書類の誤交付・誤送付なども含まれます。

Q 2 利用者が同乗していない状態で、事業所の自動車事故を起こした(又は交通違反等を犯した)場合、報告は必要か。

A 2 利用者の処遇に影響がないのであれば、介護保険の事故報告としての報告は不要です。

Q 3 利用者の個人情報の一部のみ(伏字になっている/年齢のみの記載などで個人の識別は不可能 等)を掲載した書類を誤交付・誤送付した場合も対象となるか。

A 3 利用者の処遇に影響がないのであれば、報告は不要ですが、明確に個人情報の記載がなくても、個人を特定、類推することが可能と判断されれば個人情報の漏洩となる可能性がありますので、慎重に御判断ください。

Q 4 従業員による利用者への暴力、虐待を行っているような案件も事故報告の対象となるか。

A 4 報告の対象となります。また、利用者への暴力、虐待といった重大な案件は、直ちに、保険者及び地域包括ケア推進課に電話により連絡を行ってください。

Q 5 従業員の過失による不適切なケア（移乗中にケガをさせてしまった／長時間に渡りおむつの交換を忘れてしまった など）を行ってしまった場合も事故報告の対象となるか。

A 5 当該の行為により医療機関での受診を要したものは報告をしてください。なお、受診を要しないものであっても、家族等に連絡が必要と判断されるものなど、保険者への情報の共有が必要と考えられるものは報告してください。

【⑤ 誤薬、落薬、与薬漏れ 編】

Q 1 どの程度のケースであれば報告が必要か。

A 1 利用者の体調の異変の有無に関わらず、医師の処方内容とおりに薬を投与せず、医師の診察又は判断を受けた場合を報告の対象とします。それ以外にも、家族等に連絡が必要と判断されるものなど、保険者への情報の共有が必要と考えられるものは報告してください。

Q 2 目薬、シップ等の貼り薬についても報告は必要か。

A 2 上記Q&Aのとおり、薬の種類に関係なく、医師の処方内容とおりに薬を投与せず、医師の診察又は判断を受けた場合、家族等に連絡が必要と判断されるものを報告の対象とします。

【⑥ 徘徊、行方不明 編】

Q 1 どの程度のケースであれば報告が必要か。

A 1 外部への協力を求めた場合を原則としますが、家族等に連絡が必要と判断されるものなど、保険者への情報の共有が必要と考えられるものは報告してください。

Q 2 施設の外に出てしまったが、職員のみで解決に至り、大きな問題にはならなかった場合は報告しなくてよいということか。

A 2 問題の大小についての判断は一概にはできないため、まずは、ケースごとに各施設・事業所において報告が必要な内容かどうか判断ください。なお、家族等に連絡が必要と判断されたものなどは報告の対象となります。

【⑦ 医療的ケア関連 編】

Q 1 どの程度のケースであれば報告が必要か。

A 1 医療的ケアに関する事故で、医師の判断や医療機関で受診を要したものを原則としますが、家族等に連絡が必要と判断されるものなど、保険者への情報の共有が必要と考えられるものは報告してください。